

令和 6 年度

定例監査等結果報告書

幸手市監査委員



幸 監 発 第 4 0 号
令和 7 年 2 月 2 8 日

幸 手 市 長 木 村 純 夫 様
幸手市議会議長 枝久保 喜八郎 様

幸手市監査委員 内 田 潔

令和 6 年度定例監査の結果について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定例監査を執行したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告書を提出します。



幸 監 発 第 4 1 号
令和 7 年 2 月 2 8 日

幸 手 市 長	木 村	純 夫	様
幸手市議会議長	枝久保	喜八郎	様
幸手市商工会会長	梨 本	松 男	様
幸手市観光協会会長	梨 本	松 男	様

幸手市監査委員 内 田 潔

令和 6 年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査を執行したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告書を提出します。

目 次

定 例 監 査

第 I	監査の概要	1
第 II	監査の対象	1
第 III	監査の着眼点	1
第 IV	監査の実施内容	1
第 V	監査の結果	
1	水道管理課	2
2	下水道課	3
3	会計課	4
4	議会事務局	5
5	監査委員事務局、選挙管理委員会、公平委員会、 固定資産評価審査委員会	6
6	庶務課	7
7	人権推進課	8
8	契約管財課	9
9	税務課	10
10	納税課	11

財政援助団体等監査

第 I	監査の概要	12
第 II	監査の対象	12
第 III	監査の着眼点	12
第 IV	監査の実施内容	12
第 V	監査の結果	
	幸手市商工会	13
	幸手市観光協会	16

令和 6 年度 定例監査

第Ⅰ 監査の概要

- 1 実施基準 幸手市監査基準に準拠し実施
- 2 監査の種類 地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定例監査
- 3 監査の期間 令和 6 年 1 1 月から令和 7 年 1 月まで

第Ⅱ 監査の対象

- ・部に属さない課（水道管理課、下水道課、会計課、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会）
 - ・総務部（庶務課、人権推進課、契約管財課、税務課、納税課）
- 令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 3 0 日までの財務に関する事務の執行及びその他の事務事業の執行

第Ⅲ 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重点監査項目及び主な着眼点を次のとおりとした。

- ① 財務に関する事務の執行が適正かつ効率的であるか。
- ② 事務執行の管理運営が合理的かつ効率的であるか。
- ③ 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- ④ 現金等の保管及び取扱い（確認体制）は適正か。
- ⑤ その他監査委員が必要と認める事務事業等。

第Ⅳ 監査の実施内容

あらかじめ提出された資料に基づき所属長、関係職員からその内容について説明を求め、予算及び事務事業の執行並びに財務に関する帳簿等の事務処理が適正かつ合理的に運営されているかを監査した。

第Ⅴ 監査の結果

対象とした令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 3 0 日までの予算及び事務事業の執行並びに財務に関する帳簿等の事務処理については、適正に行われていると認められた。

各所属別の監査結果及び意見は次のとおりである。

1 水道管理課

(1) 職員構成

水道管理課に所属する職員は12名であり、施設・配水担当7名、業務・庶務担当4名により業務が執行されている。

(単位：人)

職員人数	担当別内訳			
12	担当区分	一般職員数	再任用職員数	会計年度任用職員数
	課長	1	—	—
	施設・配水担当	6	1	—
	業務・庶務担当	3	—	1
	計	10	1	1

(2) 予算の執行状況

水道管理課の所管する水道事業会計の収益的収入予算現額10億7,638万9千円に対して、収入済額は5億1,409万3,777円（対予算収入率47.8%）である。

また、収益的支出予算現額10億8,173万3千円に対して、支出済額は2億8,005万3,295円（執行率25.9%）である。

(3) 監査の結果及び意見

ア 歳入状況

任意に抽出し監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

イ 歳出状況

任意に抽出し監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

ウ 事業の実施状況

適正に執行されていると認められた。

エ 指摘事項

なし

オ 意見

なし

2 下水道課

(1) 職員構成

下水道課に所属する職員は8名であり、計画担当4名、管理担当3名により業務が執行されている。

(単位：人)

職員人数	担当別内訳			
8	担当区分	一般職員数	再任用職員数	会計年度任用職員数
	課長	1	—	—
	計画担当	2	1	1
	管理担当	3	—	—
	計	6	1	1

(2) 予算の執行状況

下水道課の所管する公共下水道事業会計の収益的収入予算現額 7 億 1,118 万 6 千円に対して、収入済額は 2 億 140 万 2,257 円（対予算収入率 28.3%）である。

また、収益的支出予算現額 7 億 1,192 万円に対して、支出済額は 8,386 万 653 円（執行率 11.8%）である。

下水道課の所管する農業集落排水事業会計の収益的収入予算現額 3,394 万 2 千円に対して、収入済額は 2,037 万 82 円（対予算収入率 60.0%）である。

また、収益的支出予算現額 3,485 万 4 千円に対して、支出済額は 624 万 6,756 円（執行率 17.9%）である。

(3) 監査の結果及び意見

ア 歳入状況

任意に抽出し監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

イ 歳出状況

任意に抽出し監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

ウ 事業の実施状況

適正に執行されていると認められた。

エ 指摘事項

なし

オ 意見

なし

3 会計課

(1) 職員構成

会計課に所属する職員は7名であり、審査担当3名、出納担当4名により業務が執行されている。

(単位：人)

職員人数	担当別内訳			
7	担当区分	一般職員数	再任用職員数	会計年度任用職員数
	課長	1	—	—
	審査担当	2	—	1
	出納担当	3	—	1
	計	5（実人数）	—	2

(2) 予算の執行状況

会計課の所管する一般会計歳入予算現額 1,232 万 4 千円に対して、収入済額は 581 万 7,906 円（対予算収入率 47.2%）である。

また、一般会計歳出予算現額 2,799 万 7 千円に対して、支出済額は 831 万 2,990 円（執行率 29.7%）である。

(3) 監査の結果及び意見

ア 歳入状況

任意に抽出し監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

イ 歳出状況

任意に抽出し監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

ウ 事業の実施状況

適正に執行されていると認められた。

エ 指摘事項

なし

オ 意見

なし

4 議会事務局

(1) 職員構成

議会事務局に所属する職員は4名であり、議会担当3名により業務が執行されている。

(単位：人)

職員人数	担当別内訳			
4	担当区分	一般職員数	再任用職員数	会計年度任用職員数
	局長	1	—	—
	議会担当	3	—	—
	計	4	—	—

(2) 予算の執行状況

議会事務局の所管する一般会計歳出予算現額1億3,270万5千円に対して、支出済額は6,750万6,544円（執行率50.9%）である。

(3) 監査の結果及び意見

ア 歳入状況

任意に抽出し監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

イ 歳出状況

任意に抽出し監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

ウ 事業の実施状況

適正に執行されていると認められた。

エ 指摘事項

なし

オ 意見

なし

5 監査委員事務局、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会

(1) 職員構成

監査委員事務局、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会に所属する職員は4名であり、監査担当、選挙担当、公平委員会担当、固定資産評価審査委員会担当3名（各担当兼務）により業務が執行されている。

（単位：人）

職員人数	担当別内訳			
	担当区分	一般職員数	再任用職員数	会計年度任用職員数
4	事務局長（書記長）	1	—	—
	監査担当	3	—	—
	選挙担当	（3）	—	—
	公平委員会担当	（3）	—	—
	固定資産評価審査委員会担当	（3）	—	—
	計	4	—	—

(2) 予算の執行状況

- ・監査委員事務局の所管する一般会計歳出予算現額 156 万 3 千円に対して、支出済額は 77 万 6,200 円（執行率 49.7%）である。
- ・選挙管理委員会の所管する一般会計歳入予算現額 4 千円に対して、収入済額は 0 円（対予算収入率 0.00%）である。また、歳出予算現額 135 万 8 千円に対して、支出済額は 63 万 8,578 円（執行率 47.0%）である。
- ・公平委員会の所管する一般会計歳出予算現額 16 万 4 千円に対して、支出済額は 4 万 2,692 円（執行率 26.0%）である。
- ・固定資産評価審査委員会の所管する一般会計歳出予算現額 13 万 4 千円に対して、支出済額は 7 万 2,985 円（執行率 54.5%）である。

(3) 監査の結果及び意見

ア 歳入状況

任意に抽出し監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

イ 歳出状況

任意に抽出し監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

ウ 事業の実施状況

適正に執行されていると認められた。

エ 指摘事項

なし

オ 意見

なし

6 庶務課

(1) 職員構成

庶務課に所属する職員は15名であり、人事給与担当8名、法規統計担当5名により業務が執行されている。

(単位：人)

職員人数	担当別内訳			
15	担当区分	一般職員数	再任用職員数	会計年度任用職員数
	課長	1	—	—
	人事給与担当	7	—	1
	法規統計担当	5	—	—
	課付職員	1	—	—
	計	14	—	1

(2) 予算の執行状況

庶務課の所管する一般会計歳入予算現額751万2千円に対して、収入済額は500万7,003円（対予算収入率66.6%）である。

また、一般会計歳出予算現額3億6,097万円に対して、支出済額は1億3,674万481円（執行率37.9%）である。

(3) 監査の結果及び意見

ア 歳入状況

任意に抽出し監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

イ 歳出状況

任意に抽出し監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

ウ 事業の実施状況

適正に執行されていると認められた。

エ 指摘事項

なし

オ 意見

なし

7 人権推進課

(1) 職員構成

人権推進課に所属する職員は4名であり、人権推進担当3名、男女共同参画推進担当3名（兼務職員）により業務が執行されている。

（単位：人）

職員人数	担当別内訳			
4	担当区分	一般職員数	再任用職員数	会計年度任用職員数
	課長	1	—	—
	人権推進担当	3	—	—
	男女共同参画担当	(3)		
	計	4	—	—

(2) 予算の執行状況

人権推進課の所管する一般会計歳入予算現額9万9千円に対して、収入済額は15万円（対予算収入率151.5%）である。

また、一般会計歳出予算現額462万7千円に対して、支出済額は237万3,896円（執行率51.3%）である。

(3) 監査の結果及び意見

ア 歳入状況

任意に抽出し監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

イ 歳出状況

任意に抽出し監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

ウ 事業の実施状況

適正に執行されていると認められた。

エ 指摘事項

なし

オ 意見

なし

8 契約管財課

(1) 職員構成

契約管財課に所属する職員は10名であり、契約・検査・管財担当9名、土地開発公社担当3名（兼務職員）により業務が執行されている。

（単位：人）

職員人数	担当別内訳			
10	担当区分	一般職員数	再任用職員数	会計年度任用職員数
	課長	1	—	—
	契約・検査・管財担当	7	1	1
	土地開発公社担当	(2)	(1)	—
	計	8	1	1

(2) 予算の執行状況

契約管財課の所管する一般会計歳入予算現額4,881万6千円に対して、収入済額は2,590万8,775円（対予算収入率53.0%）である。

また、一般会計歳出予算現額1億2,906万6千円に対して、支出済額は4,762万8,112円（執行率36.9%）である。

(3) 監査の結果及び意見

ア 歳入状況

任意に抽出し監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

イ 歳出状況

任意に抽出し監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

ウ 事業の実施状況

適正に執行されていると認められた。

エ 指摘事項

なし

オ 意見

なし

9 税務課

(1) 職員構成

税務課に所属する職員は20名であり、市民税担当11名、資産税担当8名により業務が執行されている。

(単位：人)

職員人数	担当別内訳			
20	担当区分	一般職員数	再任用職員数	会計年度任用職員数
	課長	1	—	—
	市民税担当	9	—	2
	資産税担当	7	—	1
	計	17	—	3

(2) 予算の執行状況

税務課の所管する一般会計歳入予算現額 65 億 8,346 万 4 千円に対して、収入済額は 38 億 1,040 万 170 円（対予算収入率 57.9%）である。

また、一般会計歳出予算現額 4 億 4,439 万 5 千円に対して、支出済額は 2 億 8,774 万 7,987 円（執行率 64.8%）である。

(3) 監査の結果及び意見

ア 歳入状況

任意に抽出し監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

イ 歳出状況

任意に抽出し監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

ウ 事業の実施状況

適正に執行されていると認められた。

エ 指摘事項

なし

オ 意見

なし

10 納税課

(1) 職員構成

納税課に所属する職員は13名であり、税収確保対策担当9名、管理担当3名により業務が執行されている。

(単位：人)

職員人数	担当別内訳			
13	担当区分	一般職員数	再任用職員数	会計年度任用職員数
	課長	1	—	—
	税収確保対策担当	5	—	4
	管理担当	3	—	—
	計	9	—	4

(2) 予算の執行状況

納税課の所管する一般会計歳入予算現額 3,969 万 8 千円に対して、収入済額は 2,850 万 6,001 円（対予算収入率 71.8%）である。

また、歳出予算現額 4,378 万 4 千円に対して、支出済額は 1,970 万 7,738 円（執行率 45.0%）である。

納税課の所管する国民健康保険特別会計歳入予算現額 400 万 2 千円に対して、収入済額は 174 万 4,619 円（対予算収入率 43.6%）である。

また、歳出予算現額 1,246 万 7 千円に対して、支出済額は 551 万 6,117 円（執行率 44.3%）である。

(3) 監査の結果及び意見

ア 歳入状況

任意に抽出し監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

イ 歳出状況

任意に抽出し監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

ウ 事業の実施状況

適正に執行されていると認められた。

エ 指摘事項

なし

オ 意見

なし

令和 6 年度 財政援助団体等監査

第Ⅰ 監査の概要

- | | |
|---------|--|
| 1 実施基準 | 幸手市監査基準に準拠し実施 |
| 2 監査の種類 | 地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく監査
幸手市監査基準第 2 条第 1 項第 3 号
財政援助団体監査 |
| 3 監査の期間 | 令和 6 年 1 1 月から令和 7 年 1 月まで |

第Ⅱ 監査の対象

- | | |
|-----------|---|
| 1 監査対象団体 | 幸手市商工会及び幸手市観光協会 |
| 2 団体の所管部課 | 建設経済部 商工観光課 |
| 3 監査の範囲 | 令和 5 年度及び令和 6 年度上半期（9 月 30 日現在）の
補助金等に係る出納その他の事務について |

第Ⅲ 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重点監査項目及び主な着眼点を次のとおりとした。

【所管部課関係】

- ①補助団体から提出された補助事業実績報告書の内容を十分に確認しているか。
- ②補助団体の経営成績や財政状態を十分に把握し、適切な指導を行っているか。
- ③補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

【団体関係】

- ①事業は、計画及び交付理由に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- ②補助金等に係る収支の会計経理等は適正か。
- ③関係帳票の整備や保管は適切か。

第Ⅳ 監査の実施内容

あらかじめ提出された資料に基づき、団体の所管部課及び団体からその内容について説明を求め、事務室等を実査し、出納及びその他の事務について、適正かつ合理的に運営されているかを監査した。

第Ⅴ 監査の結果

対象とした令和 5 年度及び令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの、所管部課における交付事務、並びに財政的援助を受けた団体業務に係る出納その他の事務の執行は、財政的援助等の目的に沿って、適正に行われていると認められた。

各団体別の監査結果及び意見は次のとおりである。

幸手市商工会

1 団体の概要

- (1) 名称 幸手市商工会
- (2) 所在地 埼玉県幸手市東3丁目8番3号
- (3) 代表者 会長 梨本 松男
- (4) 設立年月日 昭和35年9月28日
- (5) 組織
 - ・ 商工業者数 1,671 事業所
 - (うち小規模事業者数 1,318 事業所)
 - ・ 会員数 1,109 事業所
- (6) 役員構成 会長1名、副会長2名、監事2名、専務理事1名、理事22名
地区総代110名
- (7) 職員数 事務局長1人、経営支援員7人、臨時職員2人

2 事業の内容

幸手市商工会は、地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

目的達成のための事業は、次のとおりである。

- (1) 商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。
- (2) 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (3) 商工業に関する調査研究を行うこと。
- (4) 商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。
- (5) 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行うこと。
- (6) 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。
- (7) 埼玉県商工会連合会の委託を受けて商工貯蓄共済事業の業務を行うこと。
- (8) 商工業者の福利厚生に資する事業を行うこと。
- (9) 輸出品の原産地証明を行うこと。
- (10) 商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
- (11) 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。
- (12) 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
- (13) 商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務（その従業員のための事務を含む。）を処理すること。
- (14) 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

3 市との関係

幸手市は幸手市商工会に対し次のとおり補助金等を交付している。

① 令和5年度商工会補助金

交付申請額	18,000,000円	申請日	令和5年6月 1日
支給決定額	18,000,000円	支給日	令和5年6月23日
決算報告額	18,000,000円	決算報告日	令和6年5月31日

② 令和5年度中心市街地にぎわい創造事業費補助金

交付申請額	1,700,000円	申請日	令和5年4月 1日
支給決定額	1,700,000円	支給日	令和5年5月11日
決算報告額	1,700,000円	決算報告日	令和6年4月30日

③ ハッピーエール応援券事務費補助金（第4弾）

交付申請額	14,828,000円	申請日	令和5年6月26日
支給決定額	14,828,000円	支給日	令和5年8月 8日
変更決定額	14,582,653円	変更決定日	令和6年2月22日
決算報告額	14,582,653円	決算報告日	令和6年3月 6日

④ ハッピーエール応援券事業費補助金（第4弾）

交付申請額	93,670,000円	申請日	令和5年6月26日
支給決定額	93,670,000円	支給日	令和5年9月14日
変更決定額	90,889,000円	変更決定日	令和6年2月22日
決算報告額	90,889,000円	決算報告日	令和6年3月 6日

⑤ 令和6年度商工会補助金

交付申請額	18,000,000円	申請日	令和6年7月 5日
支給決定額	18,000,000円	支給日	令和6年7月25日
決算報告額	—	決算報告日	—

⑥ 令和6年度中心市街地にぎわい創造事業費補助金

交付申請額	1,700,000円	申請日	令和6年4月30日
交付決定額	1,700,000円	支給日	令和6年6月 7日
決算報告額	—	決算報告日	—

⑦ ハッピーエール応援券事務費補助金（第5弾）

交付申請額	14,436,700円	申請日	令和6年1月17日
交付決定額	14,436,700円	支給日	令和6年2月 8日
変更決定額	9,895,124円	変更決定日	令和6年3月19日
決算報告額	9,895,124円	決算報告日	令和6年3月25日

4 監査の結果及び意見

ア 歳入状況

任意に抽出し監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

イ 歳出状況

任意に抽出し監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

ウ 事業の実施状況

適正に執行されていると認められた。

エ 指摘事項

なし

オ 意見

提出のあった関係書類において、その一部書類に誤記載と見受けられる事項があったので、適正に処理していただきたい。

幸手市観光協会

1 団体の概要

- (1) 名称 幸手市観光協会
- (2) 所在地 埼玉県幸手市東4丁目6番8号
- (3) 代表者 会長 梨本 松男
- (4) 設立年月日 昭和35年4月17日
- (5) 役員構成 会長1名、副会長2名、監事2名、顧問2名、理事16名
- (6) 職員体制 事務局6名（事務局長1人、事務局職員5名）

2 事業の内容

幸手市観光協会は、観光事業の発展を図り、併せて産業経済の振興に寄与し、郷土の文化向上に貢献することを目的とする。

目的達成のための事業は、次のとおりである。

- (1) 観光事業の計画及び促進
- (2) 観光事業に関する調査、研究及び資料の収集
- (3) 観光理念の普及及び刊行物の発行
- (4) 観光施設の整備及び保存
- (5) 観光紹介、宣伝及び観光客の誘致
- (6) 観光客受入れに関する指導及び施策の実施
- (7) 観光に関する各種催しの実施及び援助
- (8) 郷土物産品の紹介並びに頒布及び研究
- (9) 関係観光事業団体及び機関との連携
- (10) その他協会の目的を達成するために必要な事業

3 市との関係

幸手市は幸手市観光協会に対し次のとおり補助金を交付している。

① 令和5年度幸手市観光協会補助金

交付申請額	15,000,000円	申請日	令和5年5月10日
支給決定額	15,000,000円	支給日	令和5年6月8日
決算報告額	15,000,000円	決算報告日	令和6年1月23日

② 令和6年度幸手市観光協会補助金

交付申請額	10,000,000円	申請日	令和6年4月1日
支給決定額	10,000,000円	支給日	令和6年4月22日
決算報告額	—		—

4 監査の結果及び意見

ア 歳入状況

任意に抽出し監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

イ 歳出状況

任意に抽出し監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

ウ 事業の実施状況

適正に執行されていると認められた。

エ 指摘事項

なし

オ 意見

なし